
一般社団法人日本伝統文化協会

会費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本伝統文化協会（以下「本会」という。）定款第9条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会費の納入

(入会金)

第2条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 1万円
- (2) 賛助会員(個人) 5千円
賛助会員(法人) 5万円

2 ただし、入会金を当分の間免除するものとする。

(年会費)

第3条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 年3万円
- (2) 賛助会員(個人) 年1万円
賛助会員(法人) 年15万円

2 年度の中途で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(納入方法及び期限)

第4条 入会金及び年費定は、本会指定の納入方法に従い、納めるものとする。

会員は、毎事業年度、9月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

2 ただし、本会の会長が認めた場合には、納期の変更または分割納入を行うことができる。

第3章 会費の免除

(名誉会員の免除)

第5条 定款第7条の名誉会員に推戴された者は、翌年度以降の会費は免除されるものとする。

(その他の免除)

第6条 会員は、前条までに定めるものの他、出産・育児・介護・海外勤務・災害等のやむを得ない事情による場合には、申請により会費免除の取扱いを受けることができる。

2 住所を一にする親族に、本会が発行する刊行物を購読する会員がいる場合には、本会へその旨を申請することにより、翌年度の会費の一部を免除される。

(申請)

第7条 本規程に基づき、会費免除の取扱いを受けようとする者は、その旨を本会に申請し、理事会の承認を受けるものとする。

2 理事会は、第1項の可否及び期間を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。

(期間)

第 8 条 会費免除の期間は各項に準じて行うものとする。

- 2 本規程第 5 条、第 6 条及び第 7 条に定める会費の免除の期間は、定款第 7 条の正会員の資格を有する期間とする。
- 3 災害による被災の場合は、災害の程度によって免除期間を理事会が決定するものとする。
- 4 その他の理由による減免の期間は、1 年を基準として更新することができる。

(免除の対象者)

第 9 条 本規程に定める免除者の対象は、過去の会費が適正に納められている場合に限る。

第 4 章 公正

(公正)

第 12 条 本規定に関わる会費の免除等及、社員資格の得喪に関しては全ての社員に対して不当に差別的な取り扱いをするものではないとする。

第 5 章 雑則

(規程の改廃)

第 13 条 本規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。